検察有利な日付に

同僚に改ざんを示唆

罪左右する核心記録

厚生労働省の偽の証明書発行事件をめぐり、大阪地検特捜部の主任検事が証拠のフロッピーディスク（FD）を改ざんした疑いが明らかになった。「遊んでいるうちに書き換えてしまった」という検事の弁解に、弁護人は「ありえない」と不信感を募らす。検事はなぜ有罪無罪を左右しかねない行為をしたのか。（板橋洋佳、野上英文）＝1面参照

検察捜査への信頼を揺るがす証拠の書き換えを行ったのは、今回の捜査を現場で指揮した主任検事（43）だった。厚生労働省元係長の上村勉被告（41）＝虚偽有印公文書作成・同行使罪で公判中＝のFDをいじった理由について地検の聴取に、上村被告がデータ改ざんをしていないか確認するためだったと説明している。

しかし、上村被告の弁護人は20日、朝日新聞の取材に、「改ざんの有無を調べるのであれば、専門機関に鑑定を出すはずで、検察官個人が調べるなどあり得ない」と指摘する。さらに、正確なデータが公判で証拠採用されていなければ、同省元局長の村木厚子氏（54）＝一審無罪＝が「冤罪になった可能性が高い」と述べた。上村被告も弁護人を通じ「検察に対して恐怖心を覚える。こんなことが当たり前になると、誰でも逮捕されてしまうのではないでしょうか」とコメントした。

記録改ざんの疑いが浮上しているFDの文書データは、上村被告が自称障害者団体「凛の会」（のち白山会、東京）向けに作成した偽の証明書をFDに最終保存した日時だ。村木氏の公判に影響を与える重要な証拠で、FDは昨年5月26日、上村被告の自宅から押収された。FDの押収後に調べた特捜部の捜査報告書などによると、初めは「04年6月1日午前1時20分06秒」と記録されていた。

検察側は、上村被告が村木氏から証明書の不正発行を指示されたのは6月上旬であり、上村被告が証明書を作成したのはその後という構図で関係者の供述を集めていた。証明書が6月1日未明に保存されていたという証拠は、検察側にとって都合の悪いものだった。

FD内に記録された証明書の最終更新日時が書き換えられたのは昨年7月13日。検察側の構図と合う「04年6月8日」とされ、FDは3日後の昨年7月16日、上村被告側に返却された。

しかし、FDはその後、公判で証拠としては採用されず、代わりに、証明書の最終更新日時を「6月1日」と正しく記載した特捜部の捜査報告書が証拠採用された。捜査報告書は村木氏側に証拠として開示され、村木氏側から公判に証拠請求されたためだった。主任検事は、裁判を担当する地検公判部に捜査報告書が引き継がれたことを知らず、報告書はそのまま村木氏側に開示されたとみられる。

捜査報告書の存在の重要性に気づいたのは、大阪拘置所での勾留中に開示証拠をチェックしていた村木氏本人だった。検察が描いた構図と、上村被告が文書を保存した日時がずれていると、弁護団に連絡。弁護団は今年1月の初公判の弁護側冒頭陳述でこの証拠を生かして「検察側の主張は破綻している」と訴えた。

この結果、村木氏の指示について「04年6月上旬」とする検察側の主張と証明書の作成時期が合わなくなり、今月10日の村木氏の判決公判で裁判長は「検察側の主張と符合しない」と指摘した。

朝日新聞の取材に応じた検察関係者は、「主任検事が同僚に『見立てに合うようにデータを書き換えた』と打ち明けた」と証言した。書き換えの理由を「FDを弁護側が公判に証拠として提出してきたら、公判が検察側に有利に進むと考えたのかもしれない」とみている。

真実を追求する組織だ。中でも東京、大阪、名古屋の3地検にしかない特捜部は政治家の汚職や企業犯罪などを摘発することで信頼を得てきた。

検察当局には、今回の問題を担当検事の「単なるミス」で終わらせるのではなく、徹底した経緯の調査・検証が求められる。

（板橋洋佳）

私の無罪のよりどころを

村木氏がコメント

なぜこんなことが起きてしまったのか理解できない。私にとって無罪証明のよりどころとなる「2004年6月1日」の更新日時データを書き換えた行為はあまりに悪質で、心の底から怖さを感じる。書き換えが個人の責任なのかどうか、今は根の深さが見えていない。検事の職業倫理を内部で徹底し、その能力と倫理が「一級」のものになってほしい。

刑事裁判の根本揺らぐ

《解説》大阪地検特捜部が押収したFDのデータが書き換えられた問題は、証拠に基づいて審理する刑事裁判を根本から揺るがすものだ。

刑事裁判では被告らの説明が捜査段階や公判で食い違った場合、裁判官は凶器や手帳などの客観的な証拠に照らして信用性を検討する。なぜなら、検察側が集めた客観証拠が信用できるとの前提があるからだ。昨年5月にスタートした裁判員制度では、こうした客観証拠の重みがさらに増している。

今回のFDに関しては、通常の操作では書き換えることができないデータが改ざんされた疑いがあり、結果的に検察側が描いた構図に合う内容になっていた。FDは公判に証拠提出されなかったが、FDに記録された偽の証明書の作成時期がその後の公判で争点になった点を踏まえると、捜査を指揮する立場にあった主任検事が重要な証拠を操作したことは許されない。

検察は法と証拠に基づき、

The Asahi Shimbun

偽の証明書発行事件を巡るフロッピーディスク（FD）のデータ改ざん疑惑の流れ（朝日新聞の取材に基づく）

09年5月26日
大阪地検特捜部が上村被告の自宅からFD押収

最終保存の更新日時「2004年6月1日」

大阪地検特捜部

6月末
FDデータを印刷した捜査報告書を作成

7月13日
FDデータが改ざんされた疑い

更新日時「2004年6月8日」

作成日時:	2004年6月1日、1
更新日時:	2004年6月8日、1
アクセス日時:	2010年8月27日
属性:	読み取り専用(R)

OK

更新日時「2004年6月1日」

作成日時:	2004年6月1日、1
更新日時:	2004年6月1日、1
アクセス日時:	2009年5月29日
属性:	「 」読み取り専用(R)

OK

7月16日
上村被告側にFDを返却

村木厚子氏らの公判に証拠提出